



山口市

報道資料

令和3年3月30日

1 件 名	職員の懲戒処分の公表について
2 日 時	令和3年3月30日 (火)
3 場 所	
4 内 容	職員の懲戒処分について、別紙のとおり公表します。
5 問い合わせ	総務部職員課人事研修担当 TEL 083-934-2727



山口市

懲戒処分の公表

<懲戒処分者>

1. 被処分者

所属 総務部

補職 会計年度任用職員

性別 男性

年齢 69歳

2. 処分内容

戒告

3. 処分年月日

令和3年3月30日

4. 事実の概要及び処分理由

令和2年12月24日、午前9時20分頃、公用車にて国道9号山口市スポーツの森入口交差点を右折した際、横断歩道を横断中の歩行者と接触し軽傷を負わせたもの。このことは、市民の安全安心を守る責務のある山口市職員にあるまじき行為であることから、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号並びに山口市職員の分限及び懲戒に関する手続き並びに効果に関する条例第7条の規定により、戒告とするものである。

市長コメント

職員がこのような事態を起こしたことに對しまして、被害者並びに市民の皆様にご心からお詫び申し上げます。

再発防止に向けて、本日3月30日付けで職員へ服務規律の通達を發しました。

今後は、法令の遵守、安全運転の励行に一層努めるとともに、職員一人ひとりが公務員としての職責を改めて深く認識し、行動規範の肅正を図り、再発防止に全力で取り組んでまいります。

令和3年3月30日

山口市長 渡辺 純忠